

上下水道料金改定の検討

目次

I 下水道使用料改定の検討	1
1. 使用料体系の考え方	2
1.1 下水道使用料制度の概要	2
1.2 使用料体系に対する基本的な考え方	3
1.3 門真市の現行使用料体系	4
2. 現行使用料体系を維持した使用料改定（案）	6
2.1 使用料体系	6
2.2 改定後の使用料	7
3. 他団体との比較	8
II 水道料金改定の検討	9
4. 水道料金の見直し額	10
5. 改定率の算定	11
6. 料金体系の検討	12
6.1 門真市の現行料金体系	12
6.2 料金体系の見直し	13
7. 他団体との比較	15
III 総括	16
1. 改定後の料金水準	17
2. 少人数世帯を対象とした場合の上下水道料金	18

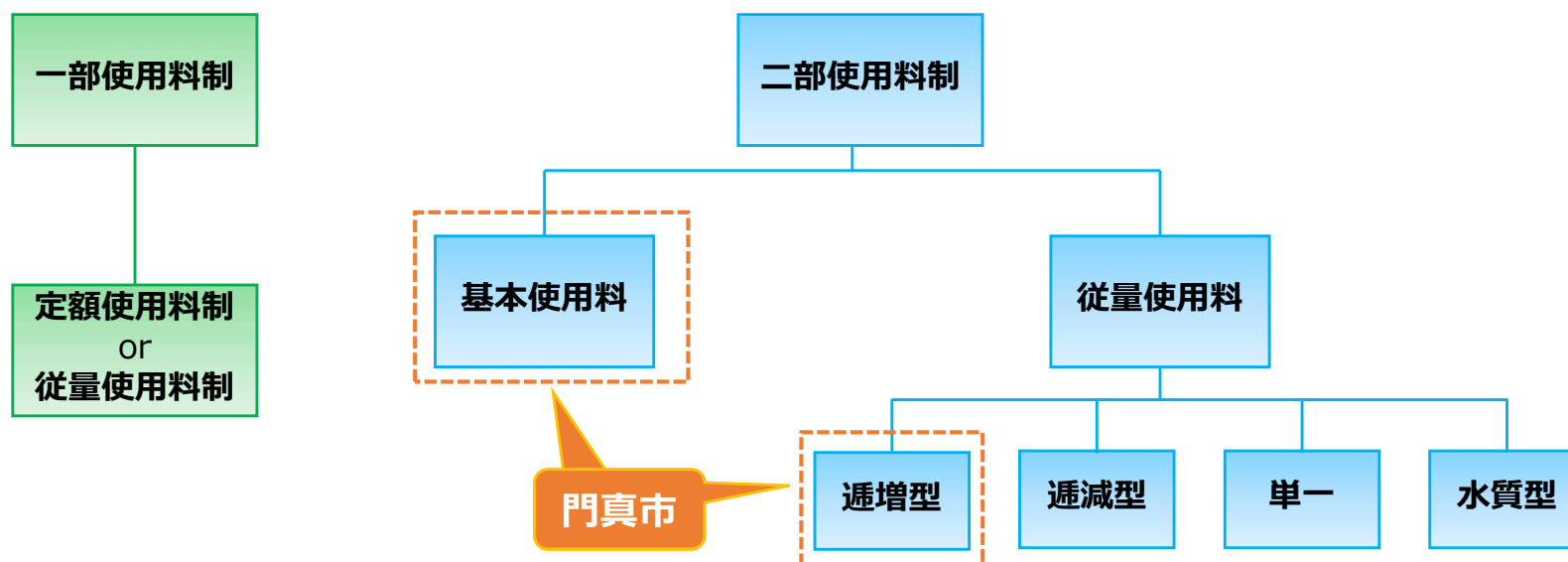
I 下水道使用料改定の検討

1. 使用料体系の考え方

1.1 下水道使用料制度の概要

下水道使用料制度は団体によって異なり、門真市は二部使用料制のうち、従量使用料は逦増型を採用しています。

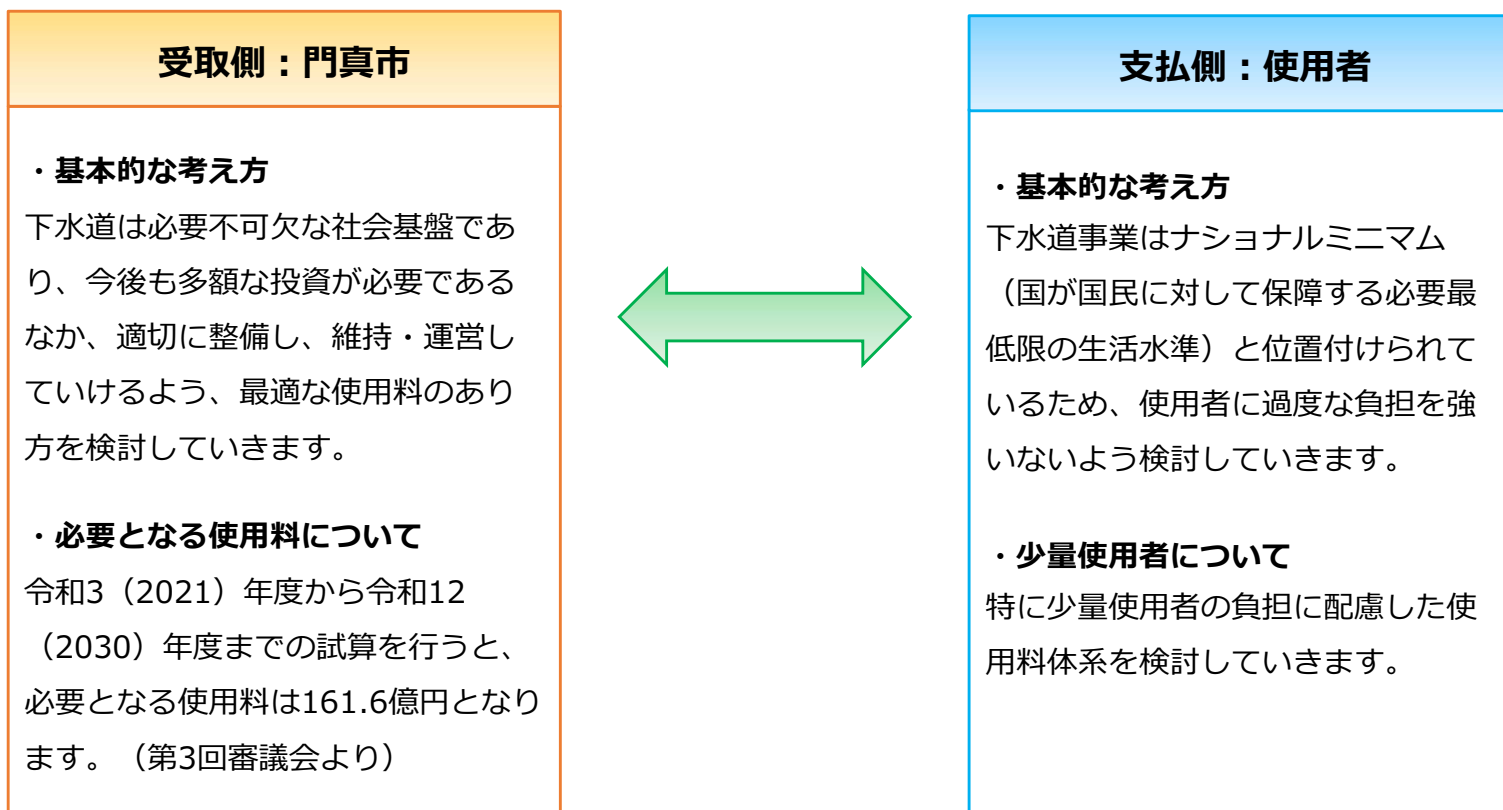
- 下水道使用料の構成には、定額使用料制または、従量使用料制のいずれかである一部使用料制、基本使用料と従量使用料から成る二部使用料制などがありますが、下水道では二部使用料制を採用しているケースが多いといえます。
- 基本使用料は、一律の基本使用料を徴収している場合が多くなっています。
- 従量使用料については、使用量に応じて単価が変動するもの（逦増・逦減）と単一のものがあります。



1. 使用料体系の考え方

1.2 使用料体系に対する基本的な考え方

使用料体系の方向性を考えるに際して、使用料収入の受取側である下水道事業者（門真市）と支払側である使用者（市民、企業等）の両面から検討を行っていきます。



1. 使用料体系の考え方

1.3 門真市の現行使用料体系

門真市の現行の使用料体系は、10³m³までを基本水量としており、基本使用料として670円を徴収しています。

用途	基本使用料	基本水量	従量使用料単価（1 ³ m ³ につき）	
一般汚水	670円	10 ³ m ³ まで	11～20 ³ m ³	95 円
			21～30 ³ m ³	115 円
			31～50 ³ m ³	135 円
			51～100 ³ m ³	155 円
			101～500 ³ m ³	175 円
			501～1000 ³ m ³	195 円
			1001～5000 ³ m ³	215 円
			5001～10000 ³ m ³	230 円
			10001 ³ m ³ ～	245 円

※使用料体系表は1ヶ月用となっています。（税抜き額）

(参考) 有収水量の推移

各水量区分ごとの実績は以下に示すとおりであり、少量使用者区分の水量が年々増加傾向にあります。

有収水量 (m ³)		実績					H30における		5ヶ年 増減率
		H26	H27	H28	H29	H30	構成比	累計	
一 般 汚 水	0m ³ ~ 10m ³	1,540,259	1,577,473	1,601,976	1,648,286	1,705,463	13.9%	13.9%	10.7%
	11m ³ ~ 20m ³	4,158,073	4,221,698	4,262,065	4,287,599	4,340,716	35.2%	49.1%	4.4%
	21m ³ ~ 30m ³	2,273,248	2,315,085	2,357,491	2,412,525	2,430,675	19.8%	68.9%	6.9%
	31m ³ ~ 50m ³	1,466,380	1,482,273	1,476,349	1,465,583	1,446,540	11.8%	80.7%	▲1.4%
	51m ³ ~ 100m ³	363,783	353,460	352,580	373,237	379,576	3.1%	83.8%	4.3%
	101m ³ ~ 500m ³	749,950	761,451	763,236	788,626	787,051	6.4%	90.2%	4.9%
	501m ³ ~ 1,000m ³	354,144	368,706	388,952	370,919	347,934	2.8%	93.0%	▲1.8%
	1,001m ³ ~ 5,000m ³	565,768	525,409	552,235	557,976	572,455	4.7%	97.7%	1.2%
	5,001m ³ ~ 10,000m ³	217,819	267,324	314,721	251,045	265,639	2.2%	99.9%	22.0%
	10,001m ³ ~	144,239	95,297	52,049	73,591	11,646	0.1%	100.0%	▲91.9%
計		11,833,663	11,968,176	12,121,654	12,229,387	12,287,695	100.0%	-	4%

2. 現行使用料体系を維持した使用料改定（案）

2.1 使用料体系

一律に36%の使用料改定を行った場合の使用料体系表は以下のとおりとなります。

用途	基本使用料	基本水量	現行差	従量使用料単価（1m ³ につき）	
一般汚水	910円	10m ³ まで	+240円	11～20m ³	129円 (+34円)
				21～30m ³	156円 (+41円)
				31～50m ³	183円 (+48円)
				51～100m ³	210円 (+55円)
				101～500m ³	238円 (+63円)
				501～1000m ³	265円 (+70円)
				1001～5000m ³	292円 (+77円)
				5001～10000m ³	312円 (+82円)
				10001m ³ ～	333円 (+88円)

※使用料体系表は1ヶ月用となっています。（税抜き額）

2. 現行使用料体系を維持した使用料改定（案）

2.2 改定後の使用料

改定を行った場合、2.1の使用料体系に基づき1ヶ月の使用料を算定すると、以下のとおりとなります。

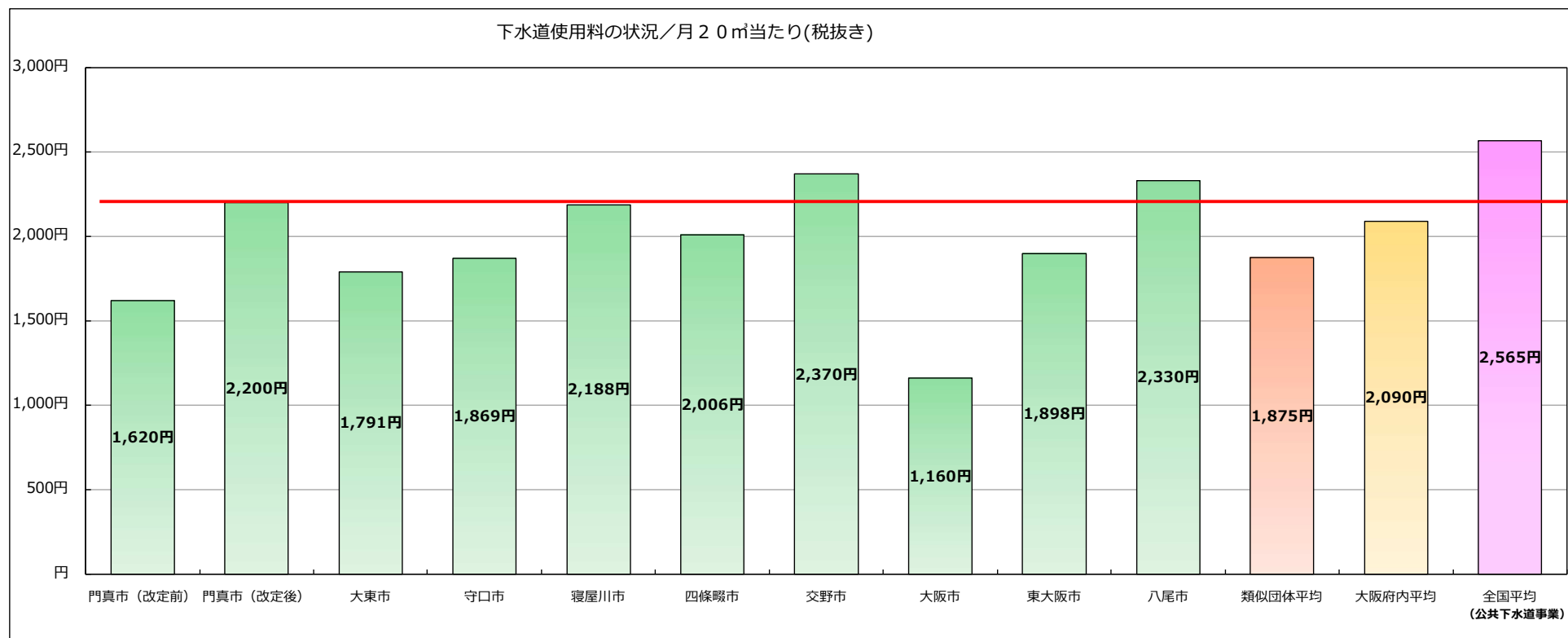
使用量 (m ³ /1ヶ月)	改定前	改定後	現行差	改定率
10m ³ まで	670円	910円	(+240円)	35.8%
20m ³	1,620円	2,200円	(+580円)	35.8%
30m ³	2,770円	3,760円	(+990円)	35.7%
40m ³	4,120円	5,590円	(+1,470円)	35.7%
50m ³	5,470円	7,420円	(+1,950円)	35.6%
100m ³	13,220円	17,920円	(+4,700円)	35.6%
500m ³	83,220円	113,120円	(+29,900円)	35.9%
1000m ³	180,720円	245,620円	(+64,900円)	35.9%

※（税抜き額）

3. 他団体との比較

使用料体系の見直しにより、基本使用料をはじめ、各水量区分の負担が一律に増加します。
以下に近隣自治体等との使用料水準の比較を示します。

<門真市と近隣自治体等との比較>



全国平均は平成29 (2017) 年度地方公営企業決算状況調査より。
それ以外については令和元 (2019) 年3月時点の数値を示します。

Ⅱ 水道料金改定の検討

4. 水道料金の見直し額（第3回審議会より）

水道料金の改定額を検討するに際しての条件は以下のとおりです。

①ビジョンと実績における純利益の乖離額相当分

純利益乖離額 (千円)	H28	H29	H30	R1	合計
	229,811	167,981	196,992	124,044	718,828

②収支条件の見直しに伴う収益的支出の減少額相当分

収益的支出減少額 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
	62,843	64,737	67,074	70,605	74,147	76,737	78,889	495,032



水道料金見直し額（千円）
1,213,860

5. 改定率の算定

水道料金の改定率は、見直し前の料金収入から見直し額を差し引き、その割合を対象とします。

<見直し前の料金収入>

水道料金収入 (千円)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
	2,289,821	2,252,799	2,222,660	2,180,986	2,146,010	2,109,174	13,201,450

$$13,201,450 \text{ (千円)} - 1,213,860 \text{ (千円)} = 11,987,590 \text{ (千円)}$$



改定率
▲9%

6. 料金体系の検討

6.1 門真市の現行料金体系

門真市の現行の料金体系において、一般用等については基本水量を10m³までとしており、基本料金として984円を徴収しています。

<見直し前の料金体系>

用途	基本料金	基本水量	超過料金 (1m ³ につき)	
一般用等	984円	10m ³ まで	11~20m ³	174円
			21~30m ³	229円
			31~40m ³	263円
			41~50m ³	297円
			51~100m ³	325円
			101~200m ³	375円
			201~500m ³	417円
			501m ³ ~	422円

※ (税抜き額)

6. 料金体系の検討

6.2 料金体系の見直し

- 今回の料金見直しについては、水道事業ビジョン期間内の料金水準の適正化を図ることを目的としていることから、現行料金体系に一律の改定率を乗じて算定します。
- また、令和9（2027）年度以降については、「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）に基づき、資産維持費を算定したうえで総括原価方式での料金水準を検討するとともに、料金体系の最適化に取り組んでいきます。

次頁に見直し結果を示します。

＜見直し後の料金体系表＞

用途	基本料金	基本水量	現行差	超過料金（1m ³ につき）	
一般用等	896円	10m ³ まで	▲88円	11～20m ³	158円（▲16円）
				21～30m ³	208円（▲21円）
				31～40m ³	239円（▲24円）
				41～50m ³	270円（▲27円）
				51～100m ³	295円（▲30円）
				101～200m ³	341円（▲34円）
				201～500m ³	379円（▲38円）
				501m ³ ～	384円（▲38円）

※（税抜き額）

＜見直し後の1ヶ月の水道料金＞

使用量（m ³ /1ヶ月）	見直し前	見直し後	現行差	改定率
10m ³ まで	984円	896円	（▲88円）	▲8.9%
20m ³	2,724円	2,476円	（▲248円）	▲9.1%
30m ³	5,014円	4,556円	（▲458円）	▲9.1%
40m ³	7,644円	6,946円	（▲698円）	▲9.1%
50m ³	10,614円	9,646円	（▲968円）	▲9.1%
100m ³	26,864円	24,396円	（▲2,468円）	▲9.2%
500m ³	189,464円	172,196円	（▲17,268円）	▲9.1%
1000m ³	400,464円	364,196円	（▲36,268円）	▲9.1%

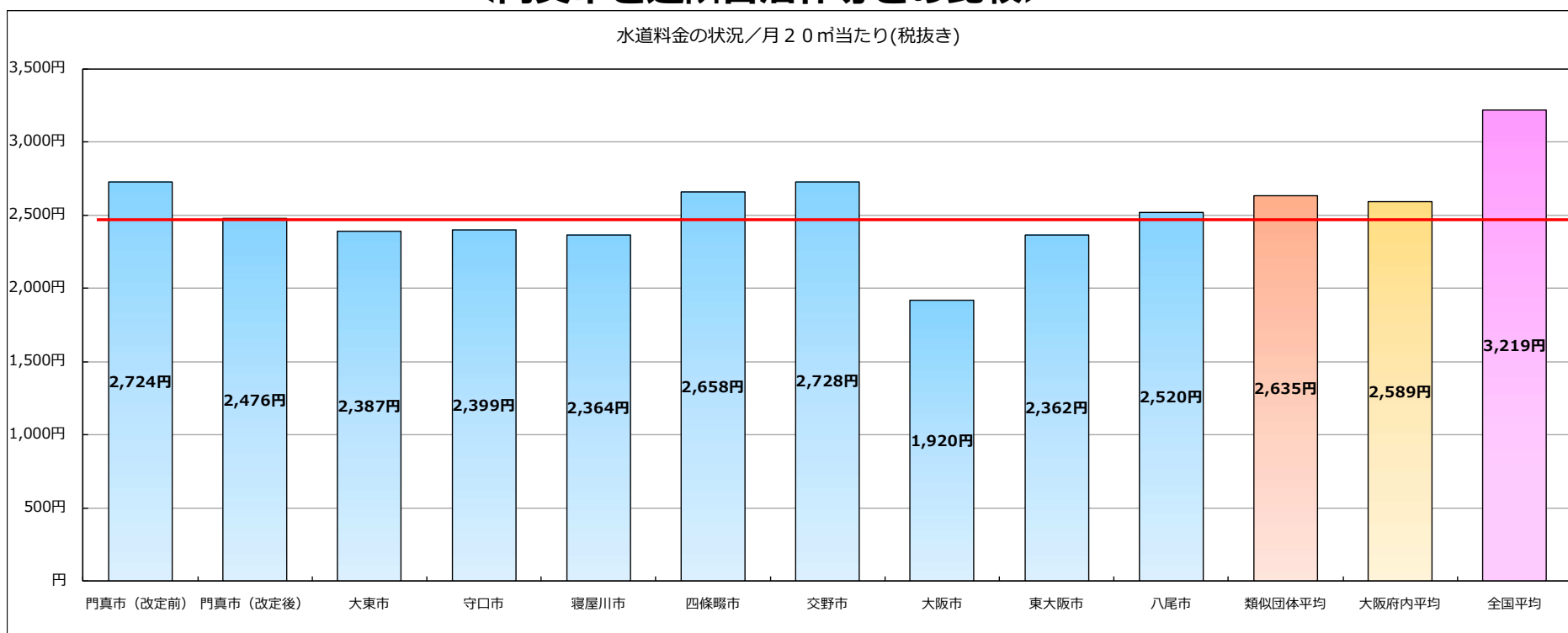
※（税抜き額）

7. 他団体との比較

料金体系の見直しにより、基本料金をはじめ、少量使用者及び一般使用者の負担が一律に軽減されています。

以下に近隣自治体等との料金水準の比較を示します。

<門真市と近隣自治体等との比較>



全国平均は平成29 (2017) 年度地方公営企業決算状況調査より。

それ以外については令和元 (2019) 年3月時点の数値を示します。

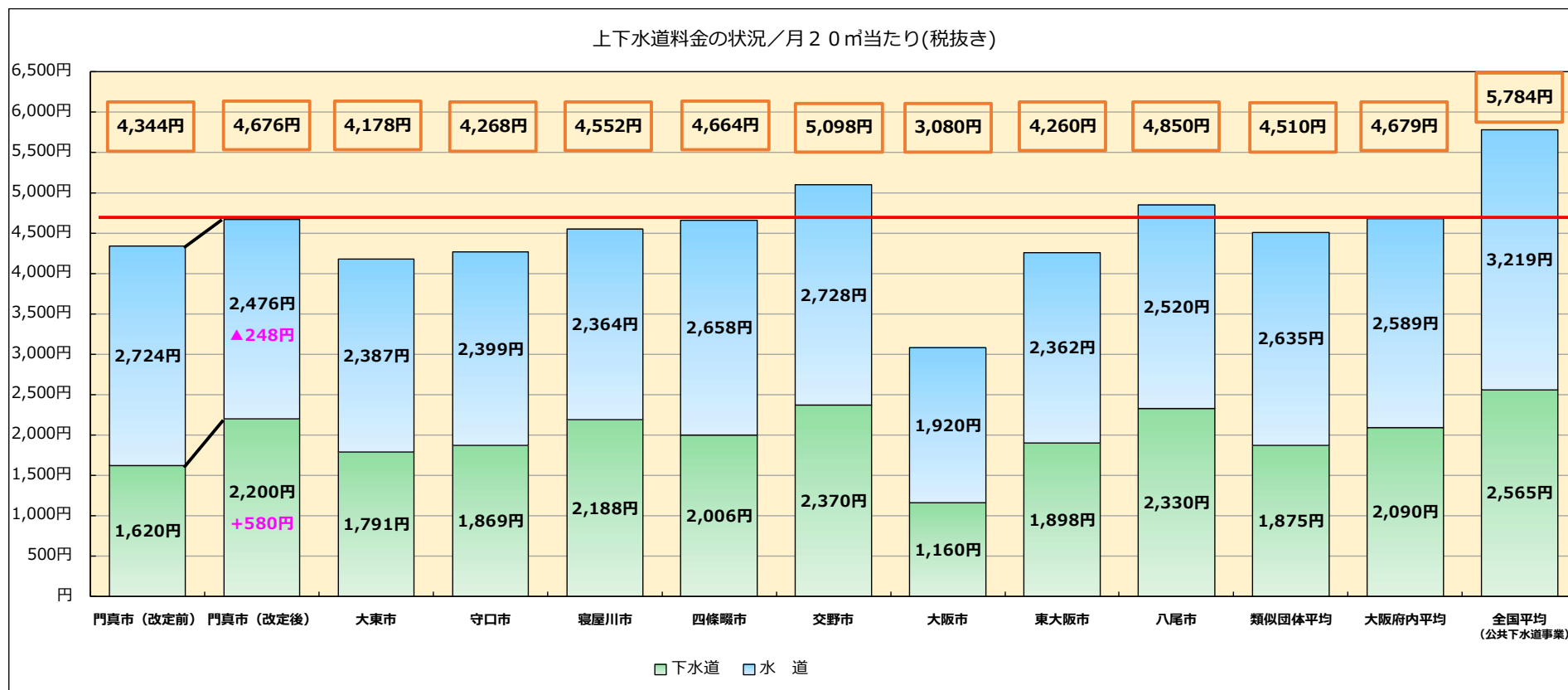
料金はメーター使用料を含めた値となっています。

Ⅲ 総括

Ⅲ 総括

1. 改定後の料金水準

上下水道料金の改定後における水準は以下のとおりとなります。



全国平均は平成29（2017）年度地方公営企業決算状況調査より。

それ以外については令和元（2019）年3月時点の数値を示します。

水道料金についてはメーター使用料を含めた値となっています。

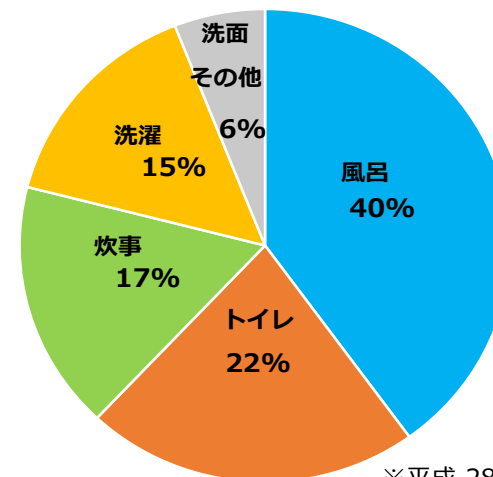
金額については最終調整により若干の変更が生じる可能性があります。

水道料金及び下水道使用料は議会の議決を経て改正されます。

Ⅲ 総括

2. 少人数世帯を対象とした場合の上下水道料金

- 一般家庭の使用目的別の水量割合は、おおよそ右図のようになっており、風呂の割合が最も多くなっています。
(平成 28 年版 日本の水資源の現況 (国土交通省) より)
- 門真市の一人1日あたりの生活水量は245L (2018年度) であり、1ヶ月に直すと一人平均約8³mを使用することとなります。
- 世帯人員別の1ヶ月あたりの使用水量は右表に示すような調査結果もあり、単身世帯では8³m/月程度使用するものとみられます。
(東京都水道局 平成28 (2016) 年度生活用水実態調査より)



※平成 28 年版 日本の水資源の現況 (国土交通省) より
図 目的別水量の割合

表 世帯人員別の1ヶ月あたりの平均使用水量

1ヶ月の上下水道料金 (世帯規模別)

項目	単身世帯			2人世帯			3人世帯		
	8 ³ m			16 ³ m			20 ³ m		
使用水量	上水	下水	計	上水	下水	計	上水	下水	計
改定前	984円	670円	1,654円	2,028円	1,240円	3,268円	2,724円	1,620円	4,344円
改定後	896円	910円	1,806円	1,844円	1,684円	3,528円	2,476円	2,200円	4,676円
現行差	▲88円	+240円	+152円	▲184円	+444円	+260円	▲248円	+580円	+332円
改定率	▲8.9%	35.8%	9.2%	▲9.1%	35.8%	8.0%	▲9.1%	35.8%	7.6%

世帯人員	使用水量
1人	8.2 ³ m
2人	15.9 ³ m
3人	20.4 ³ m
4人	24.3 ³ m
5人	28.5 ³ m
6人以上	33.9 ³ m

※東京都水道局
平成28 (2016) 年度
生活用水実態調査より